

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十一号

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第十一条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員を「三月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二十四条第一項に規定する」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり」に、「ある者」を「あるもの」に改め、「この項及び次条第二項において」を削る。

第二十条中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。

第二十二条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める子の世話」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 要介護者の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行う場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

第二十四条第一項中「対象家族で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第一条の規定による改正前の佐賀県職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第一条の規定による改正後の佐賀県職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

第一条（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 育児休業（この号の規定に該当したことににより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>五 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 育児短時間勤務（この号の規定に該当</p>	<p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情）</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 育児休業（この号の規定に該当したことににより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>五 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 育児短時間勤務（この号の規定に該当</p>

改正後	改正前
<p>したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと (当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するため の計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>六略</p>	<p>したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>六略</p>

第二条(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(早出遅出勤務) 第七条 略</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。 この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(出産補助休暇) 第二十条 配偶者の出産により勤務すること</p>	<p>(早出遅出勤務) 第七条 略</p> <p>2 前項の規定は、第二十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び次条第二項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(出産補助休暇) 第二十条 配偶者(届出をしないが事実上婚</p>

改正後	改正前
<p>が困難である職員が出産補助休暇を請求した場合、出産の日から十四日以内において三日を超えない範囲内で必要と認められる期間の出産補助休暇を与えることができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 一の年において五日（子が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認める期間</p> <p>六 要介護者の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行う場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認める期間</p> <p>七～十 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第二十四条 職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、介護</p>	<p>姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産により勤務することが困難である職員が出産補助休暇を請求した場合は、出産の日から十四日以内において三日を超えない範囲内で必要と認められる期間の出産補助休暇を与えることができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。）を行う場合 一の年において五日（子が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認める期間</p> <p>六 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（以下「対象家族」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合 一の年において五日（対象家族が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認める期間</p> <p>七～十 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第二十四条 職員が対象家族で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも</p>

改正後	改正前
<p>2・3 略</p> <p>休暇を与えることができる。</p>	<p>2・3 略</p> <p>この介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、介護休暇を与えることができる。</p>